〇 主文

本件控訴を棄却する。

控訴費用は控訴人の負担とする。

第一 当事者の求めた裁判

一 控訴人

原判決を取り消す。

2 被控訴人らは、世田谷区に対し、各自一三万五〇〇〇円及びこれに対する昭和六二年一〇月一日から支払いずみまで年五分の割合による金員を支払え。

訴訟費用は、第一、二審とも、被控訴人らの負担とする。

被控訴人ら

主文同旨

第二 当事者の主張及び証拠関係

当事者の主張は、原判決事実摘示のとおりであり、証拠関係は、本件記録中の書証 目録及び証人等目録記載のとおりであるから、これを引用する。

〇 理由

とし、控訴費用の負担につき行政事件訴訟法七条、民訴法九五条、八九条を適用して、主文のとおり判決する。 (裁判官 猪瀬愼一郎 山中紀行 武藤冬士己)